



「東御市家庭介護者慰労給付金要綱」の一部改正について（案）

健康福祉部福祉課

- ◆ 介護保険制度施行から25年が経過し着実に「介護の社会化」が進展する中、市では既存資源と市民協働による新たな社会資源による複合的な在宅サービス基盤が整いつつあり、家庭介護者の負担は確実に軽減につながっている。
- ◆ これら“現物”によるフォーマル・インフォーマル両面からの支援は、家庭介護者の介護負担そのものを軽減していくうえで有効であり、特にインフォーマルな支援は、増大する生活支援や介護ニーズに対応するためにも更なる充実・強化が必要である。
- ◆ このため、「東御市家庭介護者慰労給付金」制度について、要介護者の介護に伴う家族の経済的負担の軽減を図つていく側面は維持しつつも、抜本的な見直しを図り、医療・介護サービス等とともに包括的に生活支援を行うための原資としていくことにより、多様な生活支援ニーズに対応できるインフォーマルな社会資源基盤の充実・強化を図り、家庭介護者の精神的充足感を高めていく。

<現 行>

(用語の定義)

- ・第2条第1号 要介護者 要介護3程度以上の者をいう。
(支給要件)
- ・第3条 給付金の支給対象となる者は、毎年11月1日前1年間のうち、6月以上要介護者又は重度心身障害者と同居し、かつ、当該介護対象者を主に介護していた者とする。

<改正（案）>

(用語の定義)

- ・第2条第1号 要介護者 要介護4程度以上の者をいう。
(支給要件)
- ・第3条 給付金の対象となる者は、次に各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 毎年11月1日前1年間のうち、6月以上要介護者又は重度心身障害者と同居し、かつ、当該介護対象者を主に介護していた者であること。
 - (2) 要介護者又は重度心身障害者の属する世帯の当該年度分の住民税が非課税であること。